広報 武田の里・サッカーのまち
にらさき
PUBLIC RELATIONS MAGAZINE "NIRASAKI"
平成19年 2007 / 11月号
11
No.718

目　次　Contents

人としてのモラル
ゴミと一緒に捨ててませんか？…… P.02
新議員２０人が決まりました…… P.10
韮崎大村美術館開館記念展…… P.11
まちかどトピックス…… P.16
くらしの情報…… P.18

仲良く、楽しく、元気良く♪

（関連記事は １７ページに掲載）

人としてのモラル
ゴミと一緒に捨ててませんか？

地域の美観を損ねるだけでなく、土壌や水質の汚染を引き起こし、自然環境や私たちの生活環境をも破壊しかねない不法投棄ゴミ。
市では、定期的なパトロールや投棄物の撤去、不法投棄禁止を呼びかける看板の設置など対策を講じていますが、不法投棄は増加する傾向にあります。
豊かな自然環境を守るため不法投棄に対し「しない」、「させない」、「許さない」といった強い態度で地域ぐるみの監視を強化するとともに、市民と市が一体となり不法投棄の防止に努めることが求められています。

美観を損ね、環境を汚染するゴミの不法投棄は許さない

不法投棄は重大な犯罪行為です

不法投棄とは、山林・河川・道路・公園・農地などにゴミ（廃棄物）をみだりに捨てる行為です。

この行為は、廃棄物処理法により「5年以下の懲役もしくは1，000万円以下の罰金またはこの併科、さらに法人などに対しては1億円以下の罰金」が科せられる重大な犯罪行為です。

韮崎市での不法投棄の現状

残念なことに、本市においても、車や人通りの少ない市道・農道・林道の路肩や、谷・山林・空き地など人目につかない場所に不法にゴミが捨てられています。

地区住民の方がきれいにゴミを撤去しても、同じ場所に繰り返し捨てられてしまい、すぐに汚れてしまうケースが目立ちます。

昨年度の実績（表1）では、がれきや鉄くずなどの処理困難物、車・バイクの廃タイヤ・バッテリーの投棄が非常に多く、この投棄物の処理に多額の費用がかかっています。

表1　平成18年度処理困難廃棄物処理実績

種類	処理困難廃棄物（kg）	タイヤ（本）	バッテリー（個）
合計	3,270	258	55

なぜ捨てるのか？

ゴミの処分は国や自治体のルールに沿って適正に処理しなければなりません。

廃棄物処理法では、国民の責務として次のように定めています。

①ゴミの出る量を抑えること。
②再生品を使用し、廃棄物の再利用をすること。
③廃棄物の減量・適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。

しかし、「処理費用がかかる」、「分別が難しい」、「分けるのが面倒くさい」といったモラルがなく、自分勝手な理由で不法投棄が行われているのが現状です。

不法投棄がもたらす悪影響

不法投棄は、市の美観を損ねるだけでなく、その廃棄物から出る有害物質が地中に浸透し、土や地下水を汚染し、環境を侵します。

また、捨てた者が支払うべき処理費用を、私たちの税金から負担することになります。

捨てられないために自己防衛を

不法投棄の多くは、草木が生い茂り、管理されていない場所で行われています。

もし、自分の土地に不法投棄をされてしまった場合は、基本的に土地の所有者（管理者）がゴミの処理を行うことになります。

不法投棄をされないためにも、自己防衛をすることが大切です。定期的に除草などを行い、投棄されにくい状態に管理しましょう。

また市でも、監視と啓蒙に努めていますが、悪質な不法投棄の現場を見かけたら、市民課環境保全担当までご連絡をお願いします。

迷惑で環境に負荷をかける野焼きは禁止されています

ゴミを燃やさないで

野外でのゴミ焼却（野焼き）は法律で禁止されています。違反すると不法投棄と同様に厳しく罰せられます。

しかし、庭先や農地などで家庭ゴミをドラム缶やブロック積みなどにより焼却している様子が見受けられます。

家庭でゴミを燃やすとダイオキシンなどの有害物質が発生しますので、焼却することのないようお願いします。

野焼きの基準

廃棄物を焼却する時、次のいずれかに該当しない場合は罰則の対象となります。

①廃棄物処理法の基準に適合した焼却炉で適正に廃棄物を焼却する。

②森林病害虫等防除法に基づく病害虫の付着した木の枝の焼却。

③家畜伝染病予防法に基づく伝染病にかかった家畜の死体の焼却など。

④公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの。

【政令で定めるものの例示】

◇国または地方公共団体がその管理を行うために必要な廃棄物の焼却。

◇震災、風水害、火災その他の災害予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却など。

◇風俗習慣上・宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんと焼きなど）

◇農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（田に隣接する河川堤などの下草や、果樹園から発生する剪定枝などの焼却など）

◇たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（キャンプファイヤーなど）

※やむを得ない焼却であっても、地域住民の生活環境への影響（健康被害・煙害など）が考えられる場合には、県・市より指導が行われます。

■お問い合わせ
市民課環境保全担当
（内線131・132）

自分の庭でも捨てますか？マナーを守って、きれいなまちを

日頃、道路脇や草むらに空き缶やペットボトルなど、ポイ捨てされているゴミを目にしませんか？　軽い気持ちで捨ててしまうのかもしれませんが、これは「不法投棄」であり犯罪行為です。

以前、私は不法投棄を処理する活動に参加したことがあり、山の斜面に捨てられていたタイヤ、家電製品などの大量のゴミを、みんなで汗をかきながら一生懸命に片付けたことを思い出しました。

先日、その場所を通りかかった時に斜面を覗いてみると、今ではゴミがないどころか緑が茂り、美しい環境を取り戻していました。それを見てほっと安らぐとともに、私たちが環境のために活動し、ゴミに対する意識を高めることで、環境は改善することを確信しました。

今福てる子さん（生活学校）

私たちが生活していく中で「ゴミ問題」は切り離して考えることはできません。市民一人ひとりがゴミの削減に努め、排出する際は正しく分別し、決められた日時・場所に排出することが大切です。ゴミ置き場だから置いておけば何でも持っていってくれると考えるのは認識不足です。ルールを守らずに排出することは「不法投棄」と変わらないような気がします。

ゴミについて認識を深め、モラルを持って生活していくという当たり前のことを実践することが住みよく美しい地域を作り、ひいては地球環境の改善につながっていくのではないでしょうか。

韮崎市の財政事情を公表します

この「財政事情の公表」は、市の財政がどのように運営され、どのような状況にあるかを市民のみなさんに広く知っていただくため、毎年広報により公表しているものです。

今回は、平成１８年度の決算状況のほか、平成１９年度予算の補正状況について、その概要を公表します。

韮崎市告示企第２号
地方自治法第243条の３並びに韮崎市財政事情の作成及び公表に関する条例に基づき、平成19年９月30日現在における韮崎市の財政事情を次のとおり公表する。

平成19年11月１日
韮崎市長　横内　公明

決算審査の結果
平成19年５月23日から７月13日まで、平成18年度韮崎市一般会計、各特別会計及び各企業会計の歳入歳出決算審査を行い、各会計とも適正妥当であると認められた。

平成19年８月24日
韮崎市監査委員　小松　常信
同　五味　篤

一般会計決算

歳入総額 130億5,678万6千円

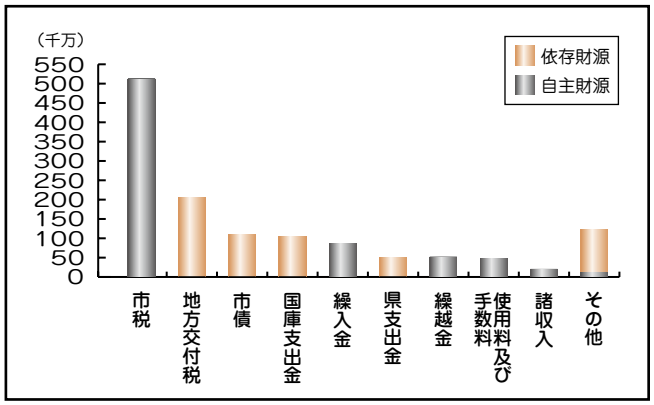

■自主財源　韮崎市が自主的に収入できる財源：55.6%
■依存財源　国や県に頼らなければ収入できない財源：44.4%

歳出総額 125億5,757万3千円

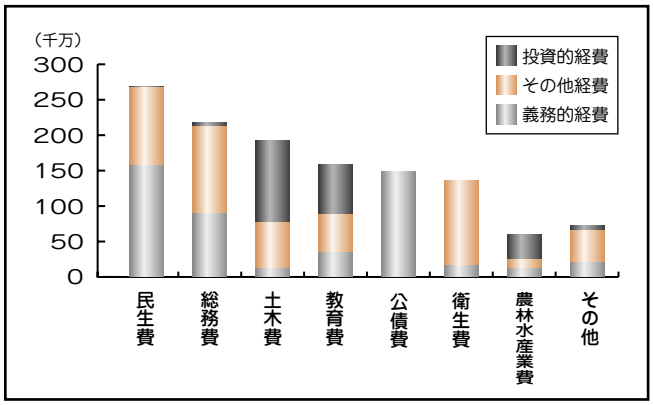

■投資的経費　学校や道路といった社会資本を整備するための経費
■その他の経費　積立金、施設の維持経費、団体補助金
■義務的経費　人件費（報酬・給与等）、扶助費（児童手当・生活保護費等）、公債費（借入金返済）

市の平成１８年度決算においては、地方交付税が大幅に減額となったものの、１７年度に引き続き法人市民税が対前年度３億５千万円超の大幅な増となり、歳入総額では９億円超の増となりました。一方、歳出においては大型普通建設事業実施に伴い、投資的経費が対前年度８億１千万円超の増加となり、歳出総額では９億１千万円超の増となりました。

このような財政状況の中、徹底した経費節減と計画的な財政運営に努め、若尾住宅の建設や、韮崎西中学校建設に着手いたました。

特別会計・企業会計決算

（単位：千円）

特別会計	歳入	歳出	地方債現在高
国民健康保険	2,839,683	2,833,149	
老人保健	2,676,558	2,676,558	
簡易水道	23,131	23,131	64,950
下水道事業	1,546,683	1,546,679	9,097,616
介護保険	1,463,350	1,423,465	
介護サービス事業	18,190	18,190	
恩賜林保護財産区	5,510	5,308	
甘利山財産区	7,355	7,317	

企業会計		収入	支出	企業債現在高
市立病院	収益的	2,138,122	2,309,899	1,570,014
	資本的	74,374	156,232	
資本的収支財源（当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64：過年度分損益勘定内部留保資金81,794）				
水道事業	収益的	846,149	842,159	3,443,267
	資本的	194,409	391,006	
資本的収支財源（当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,387：過年度分損益勘定留保資金186,210）				

主な行政サービス費用

（単位：円）

主な行政サービス費用	１人あたり	１年前１人あたり	増　減
行政サービス総計	379,555	351,662	27,893
（うち普通建設事業）	71,938	47,204	24,734
（うち借入金返済）	44,854	47,600	△ 2,746
（うち貯金の積立）	8,821	21,135	△ 12,314
※国保医療サービス費総計	244,258	217,036	27,222

※国保医療サービスについては、被保険者１人あたりの額。

主な市税の負担概況

（単位：円）

市民税（個人）市民１人あたり	38,077
固定資産税（個人）市内１世帯あたり	73,617
都市計画税（個人）都市計画区域内１世帯あたり	2,135
国民健康保険税被保険者１人あたり	70,531
入湯税市民１人あたり	533
市たばこ税１人あたり	6,050

平成１８年度において、入湯税は小型動力ポンプ積載車の消防団への配備や韮崎市観光協会への補助に、都市計画税は下水道や街路整備の借入金返済に利用しました。

市債の平成１８年度末現在高２７６億５千万円の事業別・借入先別状況

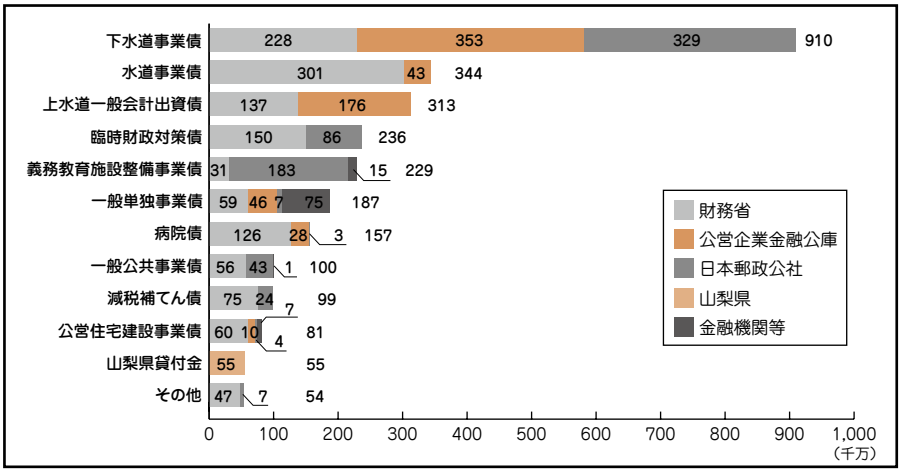

市全体での借入金現在高は、平成１７年度末と同額の２７６億５千万円となりました。

このうち一般会計分１３４億８千万円分については地方交付税などによって約６割が財源補てんされるなど市の実質的負担は軽減されます。

公共事業のための借入金については将来にわたって後世の住民にも経費（返済金）を負担していただくという「世代間公平の考え方」に基づいています。

予算の補正の状況　平成１９年度上半期

（単位：千円）

区　分		当初予算額	繰越額	補正額	予算現額
一般会計		12,173,900	111,771	316,989	12,602,660
特別会計		9,247,382	36,435	89,687	9,373,504
内訳	国民健康保険	3,160,579	19,635	88,700	3,268,914
	老人保健	2,837,978			2,837,978
	簡易水道	22,100			22,100
	下水道事業	1,612,408	14,175	987	1,627,570
	介護保険	1,584,609	2,625		1,587,234
	介護サービス事業	16,682			16,682
	恩賜林保護財産区	3,887			3,887
	甘利山財産区	9,139			9,139
市立病院		2,512,957			2,512,957
水道事業		1,315,761	11,870		1,327,631
合　計		25,250,000	160,076	406,676	25,816,752

（連結）バランスシートの公表

市民にわかりやすい財政運営をめざして

韮崎市では平成１２年度決算からバランスシートを導入し、平成１３年度決算から一般会計に病院・上水道の企業会計と、下水道・簡易水道・国民健康保険・老人保健・介護保険・介護サービス事業の特別会計を加えた韮崎市全体のバランスシートを作成しています。

平成１８年度についても、第５次長期総合計画に基づいた区分による韮崎市全体の連結バランスシートを市民のみなさまに公表します。

市民１人当たりの地方債（借金）残高は 85 万８千円となり、昨年度決算時と比較して１千円増加しました。資産については、有形固定資産で１万９千円、現金を含む資産合計では、９千円の増加です。また、市の貯金は国・県の補助金の削減や廃止、韮崎西中学校建設などから、貯金の取り崩しを行うことにより、減ることが予想されます。

貸　　方			
勘　定　科　目	１８年度	市　民 一人当り	１７年度
［負債の部］	百万円	千円	百万円
１．負債 【施設等をつくる財源として市が借り入れたお金の残額です。】			
(1)　美しい自然と共生するまちづくり	18,419	572	18,245
(2)　多彩な産業が発展するまちづくり	913	28	995
(3)　誰もが安心できるまちづくり	2,269	70	2,666
(4)　豊かな人間性とふれあいを育むまちづくり	2,449	76	2,394
(5)　市民と行政が協働するまちづくり	3,603	112	3,354
地方債小計	27,653	858	27,654
(6)　退職給与引当金	3,166	98	3,272
(7)　その他	333	11	321
負債合計	31,152	967	31,247
［正味資産の部］ 【学校や道路等を建設するために使ったお金のうち、国・県からの補助金（有形固定資産と同様に減価償却をしています。）や、税金などです。】			
１．国・県支出金・一般財源等	45,636	1,417	45,398
正味資産合計	45,636	1,417	45,398
負債・正味資産合計	76,788	2,384	76,645

平成18年度末地方債（借金）の主なもの

下　水

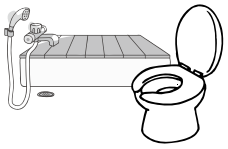

88億4,396万7千円

病　院

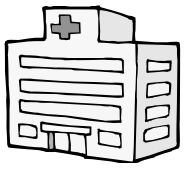

14億4,248万7千円

道路・公園・住宅

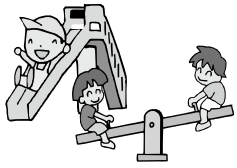

26億2,563万5千円

平成１８年度 韮崎市全体の（

第５次長期総合計画に基づいた区分

①美しい自然と共生する快適なまちづくり
　市道、都市公園（中央公園、釜無川河川公園等）、市営住宅、上下水道など

②多彩な産業が発展するまちづくり
　農道・水路・林道・市民農園等農林業施設と銀河鉄道展望公園等観光施設など

③誰もが安心できるまちづくり
　保育園・児童センター・デイサービスセンター等福祉施設、市立病院・保健福祉センター等保健施設、各地区の防火水槽・消防車等消防関係施設など。「ゆーぷるにらさき」もここに入ります。

④豊かな人間性とふれあいを育むまちづくり
　小中学校の校舎、体育館など教育関係施設や文化ホールなど

⑤市民と行政が協働するまちづくり
　市役所庁舎、市民会館や各施設を結ぶ情報化設備など

平成18年度末有形固定資産の主なもの

下　水

113億5,028万8千円

病　院

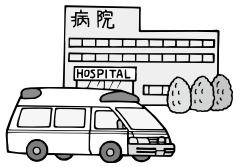

21億1,204万9千円

道路・公園・住宅

147億3,965万4千円

農　業

48億4,027万円

借　方			
勘　定　科　目	１８年度	市　民一人当り	１７年度
［資産の部］	百万円	千円	百万円
１．有形固定資産			
【学校・道路・公園・住宅などの総額です。毎年、価格の見直し（減価償却）をしています。土地は買ったときの値段です。】			
(1) 美しい自然と共生するまちづくり	31,778	986	30,866
(2) 多彩な産業が発展するまちづくり	5,170	160	5,459
(3) 誰もが安心できるまちづくり	6,773	211	7,142
(4) 豊かな人間性とふれあいを育むまちづくり	17,587	546	17,296
(5) 市民と行政が協働するまちづくり	3,464	108	3,539
有形固定資産合計	64,772	2,011	64,302
２．投資等			
【各施設等を建設するために積み立てた基金や関係団体へ出資したお金、市民への貸付金です。】			
(1) 投資及び出資金・貸付金等	4,465	139	4,474
(2) 基金	3,199	99	3,489
投資等合計	7,664	238	7,963
３．流動資産等			
【市が保有している現金・預金や税金、使用料の未収金などです。】			
(1) 現金・預金	3,374	105	3,372
(2) 未収金			
①市税	398	12	401
②その他	520	16	551
(3) その他	60	2	56
流動資産等合計	4,352	135	4,380
資産合計	76,788	2,384	76,645

市立病院の運営状況をお知らせします

韮崎市立病院では経営状況を市民のみなさんに広く知っていただき、『市民に愛され信頼される病院づくり』を推進することで病院経営の健全化を目指します。今回は、平成18年度韮崎市立病院事業会計決算概要を公表します。

平成18年度韮崎市立病院事業会計決算概要

韮崎市立病院の平成18年度の事業収支は、医業収益や市からの繰入金など医業外収益を合わせた収入が、21億3666万4391円、支出は23億8850万5733円で、純損失1億7184万1342円を計上し、これまでの病院事業にないはじめての赤字となってしまいました。

事業収入の内容を前年に比べると入院収益が、12億5952万6366円で1億50

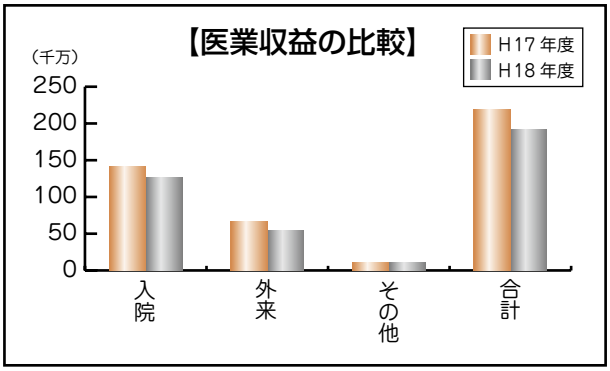

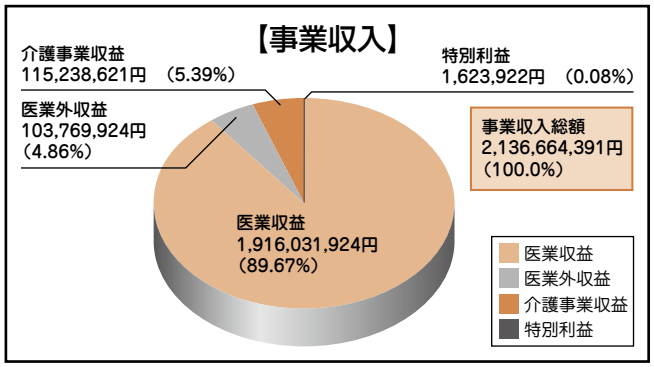

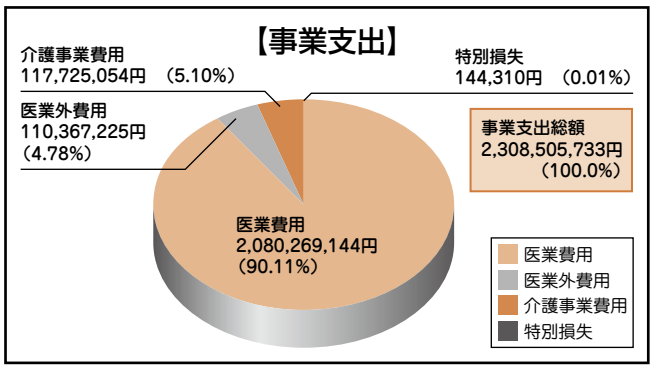

０３万４００６円（11%）の減収、外来収益が５億４５４６万３９７６円で１億２５０６万２３８２円（19%）の減収と大きく落ち込みました。

本業である医業収益は、病院事業収入の約90%を占めており、経費削減に努めたものの、この部分での落ち込みが純損失の計上という非常に厳しい結果に反映しました。

赤字の要因としては常勤医師の減少、医療法の改正による診療報酬の大幅な減額、退職者の増加による退職金の支払いなどがあげられます。

「市民に愛され信頼される病院」を目指して

現在、地方の公立病院は非常に厳しい経営環境にあります。また平成16年に新臨床研修制度が始まり医師確保が困難な状態ではありますが、今まで以上に経費節減やサービスに努め「市民に愛され信頼される病院」を目指し地域医療に取組んでいきますので、ご理解ご協力をお願いします。

病院のご利用案内

市立病院の、診療日および診療時間は表１・２のとおりです。

■時間外診療（救急外来）を受診される場合

現有の医師で、外来・入院の患者さんの診察・処置・手術などのほかに、時間外（救急）の患者さんの診療にあたっています。

また、日直医および当直医については、専門医でない医師が診療にあたる場合もありますが、ご了承ください。

なお、韮崎市立病院の認定救急病院（注１）および病院群輪番制病院（注２）としての当番は、木曜日を除く、月・火・水・金・土・日曜日です。

安心して医療を受けていくために、病院からのお願い

■健康保険の仕組み

国民皆保険と言われるように、ほとんどの医療は健康保険を使って行われています。

みなさんが保険証を使うことによって窓口では３割の支払いですみますが、窓口支払いの残額は、保険証を発行管理している団体から医療機関に支払われます。

■毎月１回の健康保険証確認にご協力ください

健康保険の下に行われる医療行為は契約医療と呼ばれ、療養担当規則という決まりの範囲で行われます。そして、療養担当規則では医療機関は毎月の健康保険証の確認を行なわなければならない旨の規定があります。

もし確認を怠って診療し、後に健康保険が使用できないと判断されたときは、その責任は医療機関にあると判断され、病院に窓口支払いの残額分が支払われないことになります。その場合は、患者さんに残額分を請求することになります。

そのような事態を防ぐためにも、毎月、保険証の確認をさせて頂いています。

【表１】外来診療日

科　名	診療日					
	月	火	水	木	金	土
内科	○	○	○	○	○	○
外科	○	○	○	○	○	○
小児科	○	○	○	○	○	○
眼科	○	○	○	○	○	○
整形外科	○	○	○	○	○	○
脳神経外科	○	○	○	○	○	●
泌尿器科		○	○			○
健康管理	△	△	△	△		

○　初診、再診の診療日
●　初診のみの診療日　　※日曜日、祝日および年末年始は休診
△　受付および検診日

【表２】外来診療時間

診療受付時間	初診・再診	８時３０分～１１時３０分
	眼科（金曜日）	８時３０分～１０時３０分
	泌尿器科（水曜日）	１３時００分～１５時００分
診療開始時間	初診・再診	９時から開始
	泌尿器科（水曜日）	１３時３０分から開始

（注１）日本医療機能評価機構から、地域が必要とする医療において基幹的・中心的な役割を担い、高次の医療にも対応しうる一定の規模を有すると認定された病院のこと。
（注２）地域内の病院群が共同連帯して、休日・夜間などにおける重症救急患者の入院治療を実施する体制のこと。

新議員20人が決まりました

任期満了に伴う韮崎市議会議員一般選挙は9月30日（日）に投開票され、20名の新議員が選ばれました。

投票は7時から市内22カ所の投票所で行われ、当日の有権者数25，320人に対し、投票者数17，222人、投票率は68・02％で、前回の77・88％を9・86ポイント下回りました。

開票は、同日市営総合運動場体育館で行われ、次の20人（現職13名・元職1名・新人6名）が選出されました。

市選挙管理委員会は、10月2日に市役所大会議室にて当選証書付与式を行い、岡田邦男委員長から一人ひとりに当選証書が手渡されました。

また、10月17日（水）の平成19年第2回臨時議会において、議長に石井錦一議員、副議長に嶋津鈴子議員が選出されました。

新しい議員の顔ぶれ

（敬称略）

上段　氏名・年齢（選挙日を基準）
中段　党派・現元新別・出身地区
下段　当選回数

小林　恵理子・52
共産現・中田
（4回）

矢崎　六彦・61
無所属現・旭
（4回）

清水　　一・61
無所属現・韮崎
（5回）

神田　明弘・61
共産現・韮崎
（7回）

土屋　泰一・69
無所属現・韮崎
（8回）

嶋津　鈴子・77
無所属現・穴山
（3回）

一木　長博・59
無所属現・円野
（3回）

望月　正澄・60
無所属現・穂坂
（3回）

石井　錦一・69
無所属現・清哲
（3回）

清水　正雄・66
無所属元・韮崎
（4回）

岩下　良一・68
無所属新・韮崎
（1回）

森本　由美子・45
公明現・円野
（2回）

横森　宏尹・62
無所属現・穂坂
（2回）

野口　紘明・65
無所属現・竜岡
（2回）

藤嶋　英毅・70
無所属現・清哲
（2回）

西野　賢一・47
無所属新・韮崎
（1回）

小林　伸吉・52
公明新・藤井
（1回）

山本　雄次・59
無所属新・旭
（1回）

輿石　賢一・63
無所属新・竜岡
（1回）

秋山　　泉・64
無所属新・韮崎
（1回）

堀 文子《大神楽》

韮崎大村美術館 開館記念展
「女流画家の世界」

韮崎大村美術館開館記念展として「女流画家の世界」を開催しています。

本展では、収蔵作品の中から日本を代表する女流作家を中心に選び、女性初の帝室技芸員となった野口小蘋をはじめ、同じく日本画で初の文化勲章受章者の上村松園や、伊藤小坡、小倉遊亀、片岡球子、堀文子の作品をご覧いただけます。

洋画では、女性洋画家として初の文化功労者となった三岸節子をはじめ、森田元子、入江一子、佐野ぬいなど、また戦前戦後にかけて活躍した豊かな色彩から「色彩家」と称された鈴木信太郎の作品と合わせて９０点余を展示しています。

美術館２階の展望カフェからは、富士山をはじめ八ヶ岳や茅ヶ岳、奥秩父連峰の山々が眺望できます。美術鑑賞後は、展望カフェにてゆったりと心豊かなひと時をお過ごしください。

ボランティアを募集します

10月27日にオープンした韮崎大村美術館では、運営のサポートをしていただけるボランティアを募集します。美術館に興味や関心のある方は、ぜひご連絡ください。

■活動内容
美術館の利用者に対し、鑑賞のための助言、案内および美術品の看視などを行っていただきます。

■募集人員　60名

■応募資格
◇美術に興味と関心のある方
◇美術館ボランティアとして必要な研修を受けていただき、月1回（1日8時間）以上のボランティア活動が可能な方
※個々の都合により活動時間の設定も可能

■その他
◇ボランティアの任期は2年ですが、再任は妨げません。
◇美術館が主催する展覧会などで優遇を受けられます。

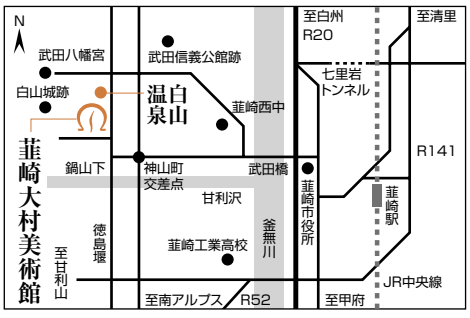

Ura Art Museum
韮崎大村美術館
韮崎市神山町鍋山１８３０－１
☎FAX２３－７７７５
http://www.nirasakiomura-artmuseum.com

片岡 球子《富士》

空き家を「売りたい方」「貸したい方」募集
韮崎市空き家バンク制度

市では、市内にある空き家などの物件情報をデータベースとして登録し、ホームページなどを通じ売買・賃貸を希望する方に紹介する「空き家バンク制度」を創設しました。

この制度は、市への定住促進や地域の活性化を目的として、使われずに眠っている空き家を有効活用するため、その売買・賃貸に関する情報提供をするシステムです。市内に物件をお持ちの方で「売りたい」「貸したい」とお考えの方は、ぜひ市役所まで情報をお寄せください。

■空き家情報の登録方法
関係書類は窓口に備え付けてあるほか、市ホームページから入手することができますので、「登録申込書」と「登録カード」を企画推進担当まで提出してください。

■お問い合わせ・お申し込み
企画財政課企画推進担当
（内線355）
〈http://www.city.nirasaki.lg.jp/kurashi/juutaku/akiya.htm〉
✉kikaku@city.nirasaki.lg.jp

「空き家バンクの流れ」

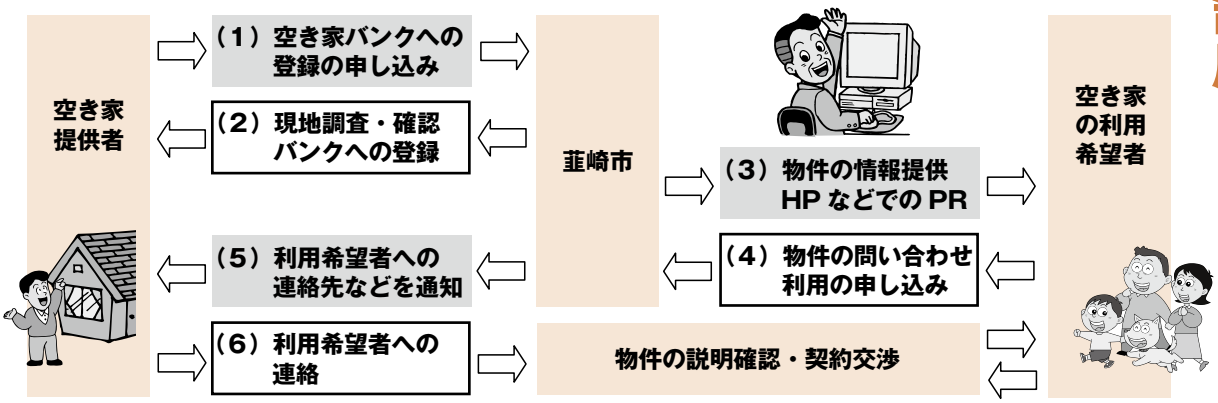

韮崎市では、情報の紹介や必要な連絡調整などを行いますが、「所有者など」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約などに関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、（社）山梨県宅地建物取引協業会への依頼をお勧めいたします。

なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法の規定に基づく額の範囲となります。

また、「所有者など」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブルなどについては、責任をもって当事者間での解決をお願いします。

固定資産税の諸手続きをお忘れなく

家屋を取り壊された方

固定資産税は、毎年1月1日現在に所在する家屋に課税されます。従って、年の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年は課税され、翌年から課税されなくなります。しかし、家屋を取り壊しても届出がないと、取り壊したことが把握できず課税される原因になります。

法務局に登記されている家屋を取り壊した場合には、年内に滅失登記を行ってください。年内に滅失登記ができない方、未登記家屋を取り壊した方は、年内中に必ず「家屋滅失届」を提出してください。

住所、納税義務者などが変わった方

固定資産税の納税義務者の方で住所や納税通知書の送付先に変更がある場合、納税義務者がお亡くなりになられた場合、また、未登記の家屋が売買などにより所有権移転された場合には届出が必要になりますので、ご連絡をお願いします。

■お問い合わせ・届出先
税務課固定資産税担当
（内線156～158）

期限切れにご注意を 自賠責保険（共済）

自賠責保険（共済）は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることで、基本的な対人賠償の確保を目的としています。

原動機付自転車（原付）やフォークリフトなどの小型特殊自動車（農耕作業用を除く）を含む全ての自動車に法律で加入が義務付けられています。２５０cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）については、車検制度がないため保険（共済）の期限切れやかけ忘れがないようにご注意ください。

■加入手続き
損害保険会社や共済組合へご連絡ください。加入すると自賠責保険・共済証明書とステッカーが発行されます。

■お問い合わせ
税務課市民税担当
（内線１５３～１５５）

土地・建物を売られた方は
確定申告のまえに「譲渡のお尋ね」を

「譲渡のお尋ね」って何ですか？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、土地・建物などの資産を交換した場合についても、同様に確定申告をしなければ、税法上の特例が受けられません。）

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備調査として「譲渡所得の内訳書」の作成などに関する相談を行っています。

確定申告の時に相談はできませんか？

確定申告期間中は申告会場が混雑するため、譲渡所得の相談をお受けすることができません。この「譲渡のお尋ね」を受けていない方については、2月から行われる市の「確定申告相談・受付」で対応することができますので、ご注意ください。

なお、直接税務署に申告される方、税理士などに依頼される方については、来場していただく必要はありません。

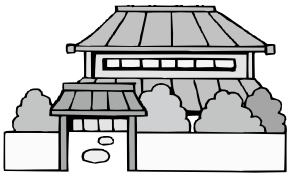

■日時
11月26日（月）～30日（金）
9～16時
※昼休みを除く（12～13時）

■会場
市役所1階　防災会議室

■対象者
土地・建物などを譲渡・交換された方
※対象者には市から通知しますが、通知の有無に関わらず譲渡・交換をされた方はお越しください。

■持ち物
売買契約書、売買にかかわる費用の領収書、印鑑

■お問い合わせ
税務課市民税担当
（内線153～155）

農振農用地除外申出の受付について

平成19年度の農振農用地除外申出の受付を行います。

農振の除外を希望される土地所有者は、次の期間に農林課まで申し出てください。

また、本年度の受付は農振除外後1年以内に転用目的に着手できる具体的な計画があり、緊急を要するものが対象となります。（大規模なものや具体性・緊急性の欠けるものは対象外です。）

■事前相談期間
11月5日（月）～9日（金）

■申出受付期間
11月12日（月）～30日（金）
※申出は、期限厳守にてお願いします。

■申出方法
申出書に必要事項を記入して農林課農林振興担当窓口に提出してください。
※申出書は農林課農林振興担当窓口、または市ホームページで入手できます。

■除外要件
次の全て満たし、事業計画が実現可能で緊急性のあるものが対象になります。

◇農用地区域以外に代替する土地がないこと。

◇農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の利用に支障をおよぼすおそれのないと認められること。

◇農用地区域内の農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

◇国の直轄、または補助による土地改良事業、またはこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成などの施行にかかわる区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

※除外申出地が農用地区域から除外されても事業計画が実施されない場合には、再度農用地区域に編入します。

■お問い合わせ・提出先
農林課農林振興担当
（内線224）
〈http://www.city.nirasaki.lg.jp/sangyou/nourin/nougyoushinkoutiki.〉

あなたの農地は大丈夫？
遊休・荒廃農地

農地の管理ができないため、雑草などが伸び放題となり、周囲の方から『迷惑だ』とか『困っている』という苦情が寄せられています。

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地としての機能を失い、復旧するのに多大な費用と労力が必要となります。また、害虫や有害鳥獣の温床となり隣接の農地や住宅に被害を与えかねません。

農業委員会では、耕作放棄地をなくすため市内農地を調査し、改善指導する「農地パトロール」や「農地銀行制度」を進めています。

高齢のため農地の管理が困難な方、もっと経営面積を増やしたい方、地域の農業委員や農業委員会にお問い合わせください。

■お問い合わせ
農業委員会事務局
（内線226）

～きこえるよ 耳をすませば 心のさけび～
１１月は「児童虐待防止推進月間」

11月は児童虐待防止推進月間です。子どもたちが健やかに育つためには、あってはならない虐待ですが、痛ましい事件が後を絶ちません。

県内の児童虐待に関する相談件数も年々増加し、平成18年度には３００件を超えています。

親は子育ての悩みや周囲からの孤立などのストレスや葛藤で苦しみ、助けを求められず虐待に至っているケースが多く見られます。虐待は、親だけの問題と捉えるのではなく、社会全体で子育て家庭を支援していくことが大切です。

■児童虐待とは？

「そんなつもりではなかった・・・」しかし、子どもにとって有害なら「虐待」です。

◇身体的虐待
殴る、蹴る、首を絞める、火傷を負わせるなど、体に傷を負わせたり、傷を負わせる恐れある暴行を加えることです。

◇性的虐待
性的ないたずら、性的行為などのわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせることです。

◇ネグレクト
子どもを家に閉じ込めたり、病気やケガをしても病院に連れて行かない、食事を与えないなど、保護者としての監督を著しく怠ることです。

◇心理的虐待
言葉で脅かしたり、無視したり、子どもの心に傷を与える言動を行うことです。

■虐待のサイン　見過ごしていませんか？

◇子どもに不自然な傷、衣服や身体の汚れがあり、いつも空腹な様子であるなど。

◇親が、子どもを置きざりにして度々外出している、子どものケガや病気を医者にみせないなど。

◇暴行を加える音や、泣き叫ぶ声が聞こえるなど。

これらのケース以外にも虐待を受けたのではないか？　と思われる子どもを発見した方は、福祉課子育て支援担当まで、ご連絡ください。

※連絡者や情報を親などに教えることはありません。また、虐待でなかった場合、連絡者に責任を問うことはありません。

■お問い合わせ
福祉課子育て支援担当
（内線１８１）

今月の納税

税目	納期限
国民健康保険税 第６期	１１月３０日（金）

毎年督促状の発送件数が増加しています。効率的に税制を推進し無駄なコスト削減を図るため、ぜひ納期内の自主納付をお願いいたします。
『平成18年度における督促状発送件数』27,736件
（前年度　22,527件：5,209件増加）

■お問い合わせ　収納課（内線１６３～１６６）

障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は、障害をお持ちの方や、その保護者の方からの相談や悩み事に応じ、障害者が自立した日常生活、社会生活を送れるように支援する事業です。お気軽にご相談ください。

■相談内容
福祉サービスの利用の援助、社会資源の活用、権利擁護、専門機関の紹介などの生活相談全般

■対象者
市内に住所を有する障害者および、その介護を行う方

■費用　無料

■相談日時・場所
障害の種別を問わず、次の３事業所にて月～金曜日（※祝日を除く）に相談を受け付けています。

◇陽だまり
９～18時
・穴山町６３１９
・長坂町長坂下条
　１３６８－１（本拠地）
☎３２－００３５

◇あさひワークホーム
８時30分～17時30分
旭町上条南割３２９４
☎２２－７４４４

◇みだい寮
９～18時
旭町上条南割３５６１－１
☎０５５－２８５－４２９２

きれいな町は安全な町

割れたままの窓ガラス、落書き、ゴミの散乱、放置自転車など、なんだか気味悪く怖い感じがしませんか？　このような無秩序な状態が放置されていることは「無関心」の象徴となります。

人々が無関心な場所は町の死角となり、犯罪が行われていても誰も見てないといった場所となります。あなたの町にこのような場所はありませんか？

きれいな町は安全な町。町の秩序を改善し、防犯環境を整えて犯罪の起こりにくい町づくりに取り組みましょう。

■お問い合わせ
韮崎警察署生活安全課
☎２２－０１１０

高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者がインフルエンザにかかると気管支炎や肺炎を併発し、普通の風邪に比べて重症化することがあります。

インフルエンザにかかる方の75％は、予防接種で感染を免れることができるとされており、非常に有効です。

インフルエンザにかからず元気に過ごすためにも予防接種を受けましょう。

■実施期間
平成19年10月20日（土）～
平成20年1月31日（木）

■実施場所
指定医療機関
※郵送の案内、または健康増進担当でご確認ください。

■対象者
◇接種日現在65歳以上の方
※予診票を郵送します。
◇接種日現在60歳以上65歳未満の方で心臓や腎臓、呼吸器などに、1級程度の障害がある方
※接種を希望する方で、身体障害者手帳をお持ちの方は持参し、保健課健康増進担当にお申し出ください。
◇実施期間中に65歳の誕生日を迎える方
※誕生日の前日から対象になります。

■接種費用
指定医療機関により費用が異なりますが、2500円までは市が負担します。2500円を超える差額については、個人でお支払いください。なお、実施期間以外や、指定医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となります。

■接種手続方法
接種希望者は『予診票』に必要事項を記入のうえ、健康保険証や身体障害者手帳を持参し、指定医療機関に予約をして、接種を受けてください。

■お問い合わせ
保健課健康増進担当
（保健福祉センター内）
☎23－4310
FAX23－4316

老人保健制度から後期高齢者医療制度へ！

医療費が増大していくなか、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすく、全ての国民が安心して医療保険を利用できる制度とするために、７５歳以上の高齢者を対象にその心身の特性や生活実態などを踏まえて、従来の医療保険制度から独立した「後期高齢者医療制度」が創設され、来年４月からスタートします。

後期高齢者医療制度でこう変わります

	老人保健制度	後期高齢者医療制度
制度の仕組み	国民健康保険や会社の医療保険などに加入しながら「老人保健制度」で医療を受けます。	７５歳以上のすべての方を対象とした後期高齢者のための独立した制度です。この制度に加入するときは、それまで加入していた医療保険を脱退することになります。
運営	国保では市町村、その他健保組合などは加入している医療保険ごとに異なります。	都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が運営主体になります。申請手続きなどの窓口は、市民課国保医療担当となります。
被保険者	○７５歳以上の方 ○６５歳以上で一定の障害のある方	○７５歳以上の方 ○６５歳以上で一定の障害のある方 ※移行にあたっての手続きはありません
対象になるとき	７５歳の誕生月の翌月 （１日の人はその月から）	○平成２０年４月１日から ○平成２０年４月以降に７５歳になる方は誕生日当日から
医療費の負担割合	○一般の方は１割 ○現役並み所得の方は３割	○一般の方は１割 ○現役並み所得の方は３割　注１）
保険証	保険証（国保・健保など） 医療受給者証	後期高齢者医療被保険者証が１人に１枚交付されます。来年３月頃の発送予定です。 ※医療受給者証は発行しません。
保険料	保険料は世帯ごとに決まり、加入する国保や健康保険等に納めます。	各都道府県の広域連合ごとに決められた保険料を、加入者全員が納めます。
保険給付	療養の給付や入院時の食事代、高額医療費など	受けられる給付は老人保健制度と変わりません。

注１）現役並み所得とは（現時点での予定）
同一世帯に住民税の課税所得が１４５万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方
ただし、次に該当する方については、申請し認定を受けると、１割負担になります。
◇同一世帯に被保険者が１人のみの場合、被保険者本人の収入の額が３８３万円未満の方
◇同一世帯に被保険者が２人以上いる場合、被保険者の収入の合計が５２０万円未満の方

山梨県後期高齢者医療広域連合のHPが開設されました

「後期高齢者医療制度」をみなさんに知ってもらおうと、山梨県後期高齢者医療広域連合ではHPを開設しました。

HPでは制度の概要などを詳しく紹介し、また、制度に関してのお知らせなどをいち早く掲載していきますので、ぜひご覧ください。

■お問い合わせ
◇市民課国保医療担当
（内線１２７～１２９）
◇山梨県後期高齢者医療広域連合
（山梨県自治会館内）
☎０５５－２３６－５６７１
〈http://www.yamanashi-iryoukouiki.jp/〉

トピックス

広報では、武田の里にらさきで行われる行事や、あなたの身の回りの話題を募集しています。
市役所企画財政課企画推進担当
☎ 22 - 1111（内線 356）までご連絡ください。

「自分で作ったおやつの味は？」

９月２０日、食生活改善推進委員会により「親子で楽しむおやつ作り」が開催されました。

当日は、エプロン姿の親子がたくさん集まり「かんたんスイートポテト」と「ヨーグルトケーキ」作りに挑戦しました。

お母さんや、お友だちと一緒に作ったおやつは、きっとおいしかったはずです。

「愛の手で広めよう福祉の輪」

「第２１回福祉の日記念まつり」が１０月２０日、すがすがしい秋空のもと、盛大に開催されました。

当日、パトカーや白バイの展示、健康相談、ふれあいバザーなど様々なコーナーには、大勢の人が賑わい、メインイベントである運動会では、子どもからお年寄りまでが協力しながら、大玉ころがし、ペットボトルリレーなどの競技で楽しい時間を過ごしました。

「長寿の秘訣は、規則正しい食生活！」

長寿者を祝うため、９６歳で市内の男性第４位である藤井町の海老塚秀雄さん宅を横内市長が９月１９日に訪問しました。

市長が「健康に気をつけて長生きしてください」と記念品を渡すと、お礼のあいさつや長生きの秘訣は規則正しい食事ですと話してくれました。

お体を大切にして、いつまでも元気に過ごしてください。

「子どもが安心して遊べる環境を」

９月２８日、市内の土木・建築・水道・電気業５５社で構成される韮崎市建設安全協議会のみなさんによる社会奉仕活動が行われました。市内の保育園・中学校では、網戸や水周りの修理、庭木の剪定、砂場の砂を入れ替える作業を行ってくれました。

この奉仕活動は、子どもたちが安心して施設を利用できるようにと続けられ、平成１３年から始まり今年で７回目となりました。

【今月の表紙】韮崎西中吹奏楽部のみなさん

何事にもやっぱり基礎が大切！

韮崎西中吹奏楽部は、「第47回山梨県吹奏楽コンクール」で、見事に念願であった金賞に輝きました。

このコンクールを最後に、３年生は引退するため「金賞受賞」を目標に、部員61名（１～３年生）が一丸となり、１年間頑張ってきました。

「体力づくりや、基礎練習を繰り返したことが実を結んだと思います。何事にも基礎が大切だと実感しました。」（村木 千尋さん）

「本番直前になると不安になって、家で練習したり大変なこともあったけど、充実した時間を過ごすことができました。」（宮川 芽奈さん）

先輩に負けないように、来年も金賞目指して頑張れ韮崎西中吹奏楽部！

外国から見た男女共同参画
～にらさきヒューマンフォーラム2007～

日本の常識は、外国では非常識？？？
日本の家庭・社会での男女共同参画の様子と、自分の生まれ育った国での様子の違いを、山梨で暮らす外国（オーストラリア・中国・イギリス）生まれの３人が、鋭く？！ユーモラスに？！に語り合います。

■日時・場所
　１２月１日（土）１０時～
　※９時３０分開場
　東京エレクトロン韮崎文化ホール小ホール
■入場料　入場無料　※全席自由
■託　児　３歳から就学前まで（要予約）
■主　催　韮崎市
■主　管　韮崎市男女共同参画推進委員会
■お問い合わせ
　企画財政課企画推進担当（内線３５６）

まちかど

「交通ルールのお勉強」

子どもたちに交通ルールを理解してもらおうと、「クロネコヤマト交通安全教室」が、１０月４日に藤井保育園で開催されました。
横断歩道では、左右を確認して手を上げて渡る練習をしました。みんな楽しみながら学ぶことができました。
交通ルールを守って安全に過ごしてね。

「消防車って、大きいなぁ」

１０月１０日、峡北消防本部韮崎消防署で消防署見学が開催され、たくさんの親子が集まりました。当日は、消防士さんのお話を聞いたり、消防車に乗せてもらったりと普段ではすることのできない貴重な体験をすることができ楽しい時間を過ごしました。
子どもたちは、みんなの安全を守ってくれる消防士さんに憧れの気持ちを持っていたようでした。

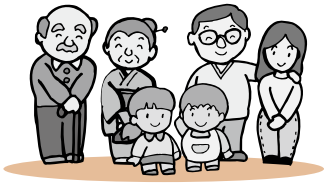

くらしの情報

イベント

サッカーフェスティバル シニアの部開催

市では、県内外の60歳以上の選手で構成されるチームを招きサッカーフェスティバルを開催します。
今回は、本市構成チームが初参加しますので、あたたかいご声援をお願いします。

■日時・場所
11月3日（土）、4日（日）
中央公園陸上競技場
芝生広場

■出場チーム
韮崎60雀SC（韮崎市）、他7チーム

■お問い合わせ
市営総合運動場体育館内
サッカーフェスティバル実行委員会事務局
☎FAX22−0498

韮崎市生涯学習フェスティバル'07

「地域・人が輝くまちづくり」をテーマに生涯学習フェスティバルを開催します。
お気軽に参加してください。

■日時・場所
11月11日（日）9時〜
東京エレクトロン韮崎文化ホール・大ホール

■内容
◇実践発表
甘利小学校、竜岡みだいス
カイタウン分館
◇芸術鑑賞
アルパ♪　37弦のメロディ
◇記念公演
「和の真髄〜脩一朗＆大地コンサート」（津軽三味線）

■お問い合わせ・お申し込み
教育課生涯学習担当
（内線267・268）

11月11〜17日は「税を考える週間」

少子・高齢社会における税の意義や役割について考えてみませんか。
「少子・高齢社会と税」をテーマとした作文の展示を開催します。

■日時・場所
11月9日（金）〜19日（月）
10〜20時
韮崎ショッピングセンター（ルネス）

■お問い合わせ
甲府税務署
☎055−233−3111

名作映画を楽しもう 古き良き時代の名作映画会

映画が娯楽の王様であった時代に生まれた日・米の名作映画上映会を開催します。
みんなで一緒に映画を楽しみましょう。

■日時・場所・定員
12月9日（日）
東京エレクトロン韮崎文化ホール・小ホール
300名

■上映作品・時間
・人間の証明
13時〜15時15分
・ローマの休日
15時45分〜17時45分
・白い巨塔
18時45分〜21時15分
◇同時開催
・あした元気にな〜れ！
10時30分〜12時

■入場料　無料

※全席自由・入替制とし、各作品とも開場は上映時間の15分前となります。
※満席の場合は入場制限をする場合があります。

■お問い合わせ
教育課生涯学習担当
（内線268）

一流作品を鑑賞しよう 第13回ブリーズ美術展

峡北地域の豊かな自然・雄大な景観に魅せられ、各芸術分野で活躍している峡北在住の美術家たちの優れた作品を一堂に集め、「第13回ブリーズ美術展」を開催します。

■期間
11月20日（火）〜
12月4日（火）10時〜17時
※初日の開催は、13時〜17時、最終日については15時まで
※月曜、11月26日、12月3日は休館

■場所
東京エレクトロン韮崎文化ホール美術展示室

■入場料　無料

■お問い合わせ
峡北広域行政事務組合
ふるさと振興課
☎FAX22−3311
FAX22−8747

冬のEye愛ひとみ相談会

お子さんの見え方について不安を感じている方、成人されてから目に障害を持ち悩んでいる方、視覚に問題がある子どもさんを指導されている先生など、目のことでお悩みの方は、赤ちゃんからお年寄りまで年齢は問いません。お気軽にご相談ください。

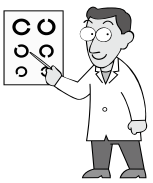

■日時　12月15日（土）、16日（日）　10時～15時

■場所　県立盲学校　甲府市下飯田2－10－2

■費用　無料

■お申し込み　前日までに電話で申し込みをお願いします。

※受付時間は、平日9時から17時まで

■お問い合わせ　県立盲学校「視覚障害教育相談・支援センター」担当（浅川、佐田）
☎055－226－3361
FAX055－226－3362

登記について悩んでませんか 無料登記相談会

山梨県司法書士会峡北支部では、地域住民の悩みを解決するため司法書士が無料で相談に応じます。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

■日時　11月10日（土）　10～15時

■場所　韮崎市民会館3階

■内容　不動産登記、会社・法人登記、その他登記に関する法律問題など

■お問い合わせ　山梨県司法書士会峡北支部
☎23－1750

こぶし号 老人福祉センターバス（11月巡回日程）

祖母石、一ツ谷、水神、1～5丁目、若宮、旭、日の出、西町、富士見ヶ丘中島、高河原（韮崎駅経由）	13日（火）
富士見、岩下、上の山（韮崎駅経由）	14日（水）
穂坂町権現沢、上の原、上今井、原、長久保	15日（木）
穂坂町日の城、三之蔵、三ツ沢上下、飯米場	1日（木）・16日（金）
穂坂町柳平、宮久保、鳥の小池	2日（金）・19日（月）
藤井町全区	5日（月）・21日（水）
中田・穴山町全区	26日（月）
円野町全区（一ツ谷経由）	6日（火）・27日（火）
清哲、神山町全区（一ツ谷経由）	7日（水）・28日（水）
旭町全区（一ツ谷経由）	8日（木）・29日（木）
大草・竜岡町全区	12日（月）
静心寮・老壮大学	22日（木）
ひとり暮らし老人　交流交歓会	30日（金）
東ヶ丘病院	20日（火）
中田町福祉まつり	9日（金）

お問い合わせ
老人福祉センター（☎22-6944/FAX22-6980）

◆市民栄養相談（要予約）
「食」に関する心配ごとや疑問の相談
※予約は保健福祉センター（☎23－4310）にて電話受付

◆心配ごと相談
生活・身の上等の日常生活の悩みに関する相談
毎週月曜日　10：00～15：00
市役所にて

◆行政相談
国や県、市の行政などについての相談
第1・2・3月曜日　13：00～15：00
市役所にて

◆無料法律相談（要予約）
法律的な相談であればどんな内容でも可
11月の相談は、22日（木）13：00～
相談時間は、1人30分以内
※予約受付は、11月12日（月）9：00～企画財政課（内線356）で電話受付

◆物忘れ相談
認知症予防・介護についての相談
毎月第2火曜日　9：30～16：00
保健福祉センターにて

◆家庭児童相談
子どもや家庭に関する悩みの相談
毎週木曜日　10：00～16：00
市民会館にて

◆学校教育相談
学習・いじめ・不登校など学校教育に関する悩みや不安の相談
毎週月・火・水曜日　9：30～16：00
市民会館にて

◆結婚相談（要予約）
結婚相手の紹介や相談に応じ、幸せな家庭が築けるよう協力
毎週火・金曜日　13：00～16：00
市民会館1階結婚相談所にて（☎22－9711）

講座

安心して生活するために 地域福祉権利擁護事業研修会

高齢者などをねらった悪質な消費者被害について考えてみませんか？

判断能力が低下した高齢者・障害者の生活やお金を守るための研修会を開催します。

■日時・場所
11月12日（月）14～16時
保健福祉センター2階会議室

■講師
◇県民生活センター職員
◇韮崎市社会福祉協議会 平野浩子氏

■お申し込み・お問い合わせ
地域包括支援センター（保健福祉センター内）
☎23－4313
FAX23－4316

市民公開講座 糖尿病予防キャンペーン

糖尿病・メタボリック症候群などについて理解を深めたい方や患者の方など一般の方を対象に、実例をあげて対策と治療法についての講座を開催します。

自由参加となっていますので、ぜひご参加ください。

■日時・場所
12月2日（日）13～17時
県立文化ホール

■参加費　無料

■お問い合わせ
山梨大学医学部第三内科（担当　保坂かおり）
☎055－273－9602
FAX055－273－9685

百花繚乱 山梨まちづくりセミナー

地域の活性化やまちづくり活動に関心のある方、行政職員などを対象に、地域の課題を自ら発見し解決の参考となるセミナーを開催します。

■日時・場所
11月2日（金）13時30分～
山梨県自治会館
甲府市蓬沢1－15－35

■講師
日本政策投資銀行参事役
藻谷浩介氏

■お問い合わせ
山梨県市町村課
☎055－223－1423

愛情と責任を持って飼育しよう 犬のしつけ教室

全国各地で活躍しているオールドッグセンターから講師を招き、家庭犬として必要なしつけ方を紹介する教室です。

■日時・場所
11月15日（木）13時30分～
北巨摩合同庁舎3階

■参加費　無料

※犬の同伴はご遠慮ください。

■お問い合わせ・お申し込み
山梨県衛生課
☎23－3071

お知らせ

1時間665円に（10円引上げ） 山梨県最低賃金

山梨県最低賃金は10月28日より現行の1時間655円から665円に10円引き上げられます。

最低賃金制度とは、国が最低限度を定めることにより労働条件の改善、生活の安定、労働力の質的向上を図ることを目的としています。

また最低賃金は産業別最低賃金の適用される労働者を除き、雇用形態・性別・年齢を問わず県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金については山梨労働局賃金室にお問い合わせください。

■お問い合わせ
山梨労働局賃金室
☎055－225－2854

お宅の屋根は自然災害に耐えられますか？
屋根は、暮らしと住まいを守っています！

■屋根葺き替え
三州和瓦葺き　三州洋瓦葺き　金属葺き
■屋根カバー工法（既存の屋根をはがさず、かぶせる）
金属瓦葺き　金属葺き
■雨樋交換　■太陽光発電　■ひさし波板

軽量で耐震性に優れた次世代の瓦も取り扱っています

NUMASAWA
屋根・外壁・板金工事　専門施工
有限会社ヌマサワ
韮崎市藤井町北下條618-1
TEL.0551-30-6216

あらゆる屋根に対応します。
お気軽にご相談下さい。
見積無料!

※市では「広報にらさき」・「市HP」に掲載する有料広告を募集しています。

子育て教室

持ち物／母子健康手帳・筆記用具・
教室に応じて体操のできる服装

◆パパ・ママ学級（要予約）

◇育児について、沐浴実習、呼吸法
Ｃコース３　１１月１７日（土）　９：００～
◇妊産婦の食事、妊婦体操
Ｄコース１　１１月２６日（月）１３：３０～

◆すくすく教室（７か月）

１１月１３日（火）
受付時間　１３：００～１３：３０
対象：Ｈ１９年４月生まれ

◆よちよち教室（１１か月）

１１月２０日（火）
受付時間　１３：００～１３：３０
対象：Ｈ１８年１２月生まれ

◆のびのび教室（２歳児）

１１月２１日（水）
受付時間　１３：００～１３：３０
対象：Ｈ１７年１０月生まれ
持物：子ども用歯ブラシ

乳幼児の健診

持ち物／母子健康手帳・バスタオル・
保険証・印鑑

◆４か月児健診

１１月１６日（金）
受付時間　１３：００～１３：３０
対象：Ｈ１９年７月生まれ

◆１歳６か月児健診

１１月２日（金）
受付時間　１３：００～１３：３０
対象：Ｈ１８年４月生まれ

◆３歳児健診

１１月６日（火）
受付時間　１３：００～１３：３０
対象：Ｈ１６年１０月生まれ

■お問い合わせ
韮崎市保健福祉センター（本町３－６－３）
☎２３－４３１０／FAX２３－４３１６

育児・健康相談等

持ち物／各種健康手帳

◆にこにこ子育て相談室（要予約）

１１月１５日（木）
９：３０～１６：００

◆母子健康手帳交付、一般健康・妊婦相談

毎週月～金曜日
９：３０～１６：００

◆物忘れ相談

１１月１３日（火）
受付　９：００～

健康づくり教室

持ち物／各種健康手帳・筆記用具・
教室に応じて体操のできる服装

◆健康トレーニング教室

１１月５日、１２日、１９日、２６日（月）
１３：３０～１５：３０

◆心のデイケア

１１月８日、２２日（木）　１０：００～

◆元気が出る教室

１１月２１日（水）　１３：３０～１４：３０
場所：老人福祉センター（大草町）
※老人福祉センター利用料１００円が必要です。

◆いきいき貯筋クラブ

９：３０～１１：３０
１１月　２日（金）　藤井公民館
１１月　６日（火）　中央公民館
１１月　８日（木）　旭公民館
１１月　９日（金）　円野会館
１１月１３日（火）　神山公民館
１１月１５日（木）　穴山公民館

◆体改善“にこにこ”講座

◇Ａコース　９：３０～１１：３０
１１月７日、１４日、２１日、２８日（水）
◇Ｂコース　１３：３０～１５：３０
１１月１日、８日、１５日、２２日、２９日（木）

？「咳がなかなか止まりません。市販の薬を飲んでみましたが、効きません。どうしたらよいでしょうか？」

◎咳嗽（がいそう）の原因は様々で、命にかかわる病気が潜んでいることもあります。

外来を受診される患者さんの中でおそらく最も多い症状ではないでしょうか。かぜに伴う急性咳嗽は、市販の咳止めを内服し、病院を受診されない患者さんを含めるとかなりの数でしょう。

咳嗽はそもそも気道内の異物を排除するために必要な生体防御反応です。タバコを吸っているのであれば、まず禁煙しましょう。咳嗽の原因はいわゆるかぜ症候群から、肺炎や副鼻腔炎などの感染症、喘息などのアレルギー疾患、一見関係なさそうですが、心不全の初期症状でもあります。また胃液の逆流による咳嗽もあります。この場合は胃酸を抑える胃薬の内服で改善します。肺癌のように生命にかかわるよう病気が潜んでいることもあります。咳嗽の診断には、充分な問診と診察、またレントゲン検査を含め、的確な検査を受けることが必要となります。

◎自己判断はせず、早めに専門医で受診してください。

喀痰を伴う湿性咳嗽と、伴わない乾性咳嗽とに分けて考えましょう。湿性咳嗽の場合は感染症に伴うことが多く、喀痰の培養検査が必要です。また後鼻漏（※）があるときは、ちくのう症であるかもしれません。耳鼻科への受診をお勧めします。昔の病気と思われている方もいるかもしれませんが、肺結核も忘れてはいけません。

喀痰の伴わない乾性咳嗽の場合は原因が実に多彩です。たとえば降圧剤の副作用として咳がでることもあります。咳嗽の持続する期間も鑑別には重要です。自己判断はせずに、症状の起こり方、持続期間、内服している薬があれば内容がわかるようにして、専門医へ受診されることをお勧めします。

アドバイザー　韮崎市立病院
内科 医長　池田フミ

（※）鼻水が喉に流れてくる症状

児童センターであそぼう

開館時間　月～土曜日　９：００～１９：００
０～６歳（未就学）児は 保護者の同伴を お願いします。

韮崎児童センター
（☎FAX２２－７６８７）

◆なかよし広場
１１月1、8、２２、２９日（木）
１１：００～

◆作って遊ぼう（要予約 ※１３日まで）
１１月１５日（水）１０：３０～
クリスマス飾りつくり
※材料費自己負担

◆吹き矢を楽しもう（小学生対象）
１１月２０日（火）１４：３０～
講師　韮崎市体育指導員

◆森ルーム（小学生対象）
毎週月曜日

北西児童センター
（☎FAX２２－１７７５）

◆なかよし広場
１１月2、9、３０日（金）１１：００～

◆交通安全教室（小学生対象）
１１月7日（水）１５：００～
講師　山梨県警職員

◆手遊び歌遊び
１１月１６日（金）１０：３０～

◆作って遊ぼう（要予約）
１１月２１日（水）１０：３０～
クリスマス飾りつくり
※材料費自己負担

北東児童センター
（☎FAX２３－５５５０）

◆なかよし広場
１１月5、１２、１９日（月）
１１：００～

◆親子ふれあい体操
１１月8日（木）１０：３０～

◆防火教室（小学生対象）
１１月１５日（水）１４：３０～
講師　韮崎消防署職員

◆スクラップブッキング（要予約）
１１月２６日（月）１０：００～
講師　新海由里子先生
※材料費自己負担、１５組限定

甘利児童センター
（☎FAX２３－１５３５）

◆乳幼児の疾病と対処の仕方
１１月1日（木）１０：３０～
講師　韮崎市保健師

◆なかよし広場
１１月6、１３、２７日（火）
１１：００～

◆防火教室（小学生対象）
１１月１３日（火）１４：３０～
講師　韮崎消防署職員

◆スクラップブッキング（要予約）
１１月２９日（木）１０：００～
講師　新海由里子先生
※材料費自己負担、１５組限定

☆行事のない日でも、各センターは開館してます。お子さんと一緒に遊びに来てください。

☆小学生の行事は「パソコンを楽しもう」など、ほかにもあります。

☆詳しくは、各児童センターにお問い合わせください。

子育て支援センター・児童センター合同事業

クリスマス会（要予約）
■日時
１２月4日（火）
１０：３０～
■場所
東京エレクトロン
韮崎文化ホール
※プレゼント代自己負担
１００組限定

子育て支援センターにいらっしゃい！

開設時間　月～金曜日　９：００～１２：００
イベントのない日もお友だちが来てあそんでいるよ！

地域子育て支援センター ファミリー・サポート・センター
（藤井保育園内　☎FAX２３－７６７６）

□保育園開放・子育て相談

・保育園開放　毎週水曜日　９：００～１２：００
・子育て相談　面　　談　９：００～１２：００
　　電話相談　９：００～１７：００

□例月のイベント

◆子育てトーク（子育てについて気軽に話しましょう）
１１月　７日（水）１０：３０～

◆体位測定（お子さんの身長・体重を測ります）
１１月１２日（月）１０：３０～

◆誕生会に参加しましょう（お友だちと一緒に）
１１月１６日（金）１０：００～１１：３０

◆水曜ミニミニタイム（歌・手遊び・シアターなど）

□その他のイベント・講座

◆散歩に行こう
１１月　５日（月）１０：００～
持物　おやつ、飲み物など

◆親子カウンセリング教室
１１月　９日（金）１０：３０～
講師　川辺修作先生

◆七五三のお宮参りに行きましょう
１１月１５日（木）１０：００支援センター集合
場所　當麻戸神社

◆フラワーアレンジメント教室（要予約）
１１月２７日（火）１０：００～
講師　鈴木浩文先生（鈴木生花店）
持物　花バサミ、花器
※材料費自己負担

◆親子手作りおやつ教室（要予約）
１１月３０日（金）１０：００～
場所　保健福祉センター２階（現地集合）
持物　飲み物、スリッパ、フォークなど
※材料費自己負担

11月の標語
みんなで学ぼう　地域の　男女共同参画
毎月第1日曜日は、男女共同参画の日

子育てサロン“銀河鉄道”「バーチメントクラフト教室」

■日時　１１月１４日（水）１０時００分～１１時３０分
■場所　市民会館４階大会議室
■内容　クリスマスカードづくり
■持物　ハサミ、ティッシュペーパー
■費用　５００円（材料費）
■定員　１５名
※１１月９日（金）まで受付、託児あり
■お問い合わせ・お申し込み
銀河鉄道事務局（☎２２－１１２１）

募集

ふるさと歴史再発見ウォーク　苗敷山ウォーク

神々の住む山に囲まれた甲斐の国。「武田の里にらさき」にも神々の住む山がたくさんあります。その一つ「苗敷山」に登ってみませんか？
標高１０００メートルの山頂部には神社や寺跡が広がっています。また、山頂へ向かう途中には江戸時代の丁石や巨大な石鳥居があります。
信仰の山「苗敷山」を自分の足で歩き、厳かな雰囲気を大勢の参加者と一緒に感じてみませんか。

■日時・集合
11月23日（金）９時集合
御勅使公園（北病院入口）
※14時30分頃解散予定
■定員　50名（要申込み）
※定員になり次第締切ります。
■費用　50円（保険料）
※当日徴収します。
■持物　雨具、昼食など
■お申し込み
11月1日（木）～21日（水）の平日９～17時に電話にてお申し込みください。
■お問い合わせ・お申し込み
中央公民館
☎２２－１１２１

新刊情報　図書館流通センター「週刊新刊全点案内」1538号より

「ブラックペアン１９８８」
海堂尊著　（講談社）

外科研修医・世良が飛び込んだのは、君臨する“神の手”教授に新兵器導入の講師、技術偏重の医局員ら、策謀渦巻く大学病院。大出血の手術現場で世良が見た医師たちの凄絶で高貴な覚悟。驚愕手術の結末とは！

「かさぶたってどんなぶた」
小池昌代編
スズキコージ画　（あかね書房）

かさぶたってどんなぶた　ころんじゃってから　ちがでちゃってから　ひざこぞうに　やっとできたちゃいろいぶた―　何度読んでも発見のある味わい深い詩を多数紹介する絵本。

（一般書）
「退職後、すぐやる税金還付術」　大村大次郎（おおじろう）著（辰巳出版）
「夜叉桜」　あさのあつこ著（光文社）
（児童書）
「虫のくる宿」　森上信夫（もりうえ）写真・文（アリス館）
「ジュリーの秘密」　コーラ・テイラー作　さくまゆみこ訳（小学館）

◎図書は、リクエストや予約もお受けいたします。
◎「リサイクル文庫」にもご協力ください。
◎ご返却が遅れている方は、お早めにお返しください。

図書館

今月のだっこの会
わらべ歌・手遊びなど

わらべ歌や、手遊びなど日頃の親子のふれあいにぴったり。遊びや絵本に思わぬ反応が！楽しいですよ！

日時　１１月２９日（木）１０：３０～
場所　市民会館３階　和室

今月のおはなし会
絵本・紙芝居・工作・パネルシアターなど

絵本・紙芝居・パネルシアターなど、楽しいおはなしがいっぱい！新しい本もぞくぞく紹介。お友だちを誘ってきてください。

日時　１１月２４日（土）１０：３０～
場所　市民会館３階　和室

今月の朗読のつどい

今回は、“韮崎なみの会”のみなさんをお迎えします。

日時　１１月１０日（土）１４：００～
場所　市民会館４階　大会議室

「モノレール猫」
加納朋子作　（朗読　青木文子さん）
「鈍感力」から「其の９」ほか
渡辺淳一作　（朗読　小林李枝子さん）
「あゝ野麦峠」
山本茂美作　（朗読　清水一さん）

※次回は１２月１日（土）を予定しています。

■１１月の休館日
毎週月曜日、3日（土）、23日（金）、30日（金）です。
お問い合わせは、韮崎市立図書館
（☎２２－１１２１／FAX２２－２９１０）

市民のひろば

「市民のひろば」では、みなさんの明るい笑顔があふれる話題・情報・写真をお待ちしております。
ご連絡は市役所企画推進担当（内線３５６）まで。

圧巻の戦国時代絵巻行列「武田勝頼公新府入城祭り」

さわやかな秋空に恵まれた10月7日の日曜日、「武田勝頼公新府入城祭り」が盛大に開催され、市内外から多くの方々が参加して行われたパレードやブラスバンドは祭りを盛り上げ、多くの人で賑わいました。
メインイベントである戦国時代絵巻行列では、迫力ある火縄銃の号砲を合図に、勝頼公が武田24将を率い、堂々とした姿を披露しました。

わが家のアイドル こんにちは

夏葉（なつは）ちゃん（Ｈ１６年７月生まれ）
小林 康幸・薫 さん 宅（旭町）
～「やさしいお姉ちゃんになってね!!」～

雫暉（しずき）くん（Ｈ１７年１０月生まれ）
植田 真洋・理総 さん 宅（大草町）
～「心身ともに健やかに育ってね」～

光星（こうせい）　くん（Ｈ１８年４月生まれ）
帆香（ほのか）ちゃん（Ｈ１８年４月生まれ）
井田 学・裕子 さん 宅（竜岡町）
～「元気いっぱい、大きくな～れ！」～

市の人口（１０月１日現在）

男	１６，３７９人	世帯数	１２，３２３世帯
女	１６，５５６人	前月比	－８世帯
計	３２，９３５人		
前月比	－３８人		

健康に気をつけ医療費の節約にご協力ください

１０月中に市が支払った医療費をお知せします。

国民健康保険	146,082,547 円	※１人当り 16,610 円（前月比 7.09%増）
老人保健	229,137,366 円	※１人当り 63,071 円（前月比 2.15%増）

この広報誌は、古紙配合率１００％再生紙を使用しています。

□発行 / 韮崎市　〒 407-8501　山梨県韮崎市水神一丁目３ - １　□編集 / 企画財政課企画推進担当　□毎月１日発行
□お問い合わせ　☎ TEL/0551-22-1111　FAX 0551-22-8479　□URL / http://www.city.nirasaki.lg.jp